

猟銃等による事故防止のために、次のことを遵守して下さい。

【射撃場における安全射撃10則】

“正しいマナーで 楽しい射撃”

—指定射撃場内では、管理者・指導員の指示に従い、事故防止に努めましょう—

- 1 銃を手にしたときは、まず実包が装てんされていないか確認すること。
- 2 銃口は、絶対に人のいる方向に向けないこと（矢先の安全確認の励行）。
- 3 射台又は指定された場所以外では、銃を構えないこと。
- 4 跳弾のおそれのあるものに向けての発射は、絶対にしないこと。
- 5 射撃する場合以外は、用心金の中に指を入れないよう習慣づけること。
- 6 射台に入り発射できる状況まで、実包を装てんしないこと。
- 7 射台を離れる時は、必ず脱包し、実包が装てんされていないことを確認する。
- 8 不発弾は、慎重に取り扱い、適正な処置を行うこと。
- 9 実包の貸し借りは、絶対にしないこと。(火薬類取締法違反になる。)
- 10 射撃場内で銃を携帯し、又は銃架に置くときは、必ず機関部を解放しておくこと。

(一般社団法人 全日本指定射撃場協会「猟銃等取扱いの知識と実際」より)

狩猟事故の三大原因

…その防止と心がまえ…

- 1 脱包の励行
装填は、発射直前、脱包は、発射の機会が遠のいた直後に行う。
- 2 矢先の安全確認
猟野の地形、農林業者の有無、同僚の位置等に常に留意すること。
- 3 転倒・転落に注意
猟野には急坂、凸凹があり、転倒し易いので、履物等に十分注意する。

(一般社団法人 大日本猟友会「狩猟事故例集」より)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

第38条 日出前及び日没後は、銃猟をしてはならない。

- 2 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所において、又は弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。